

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、原則として交付対象外となります。

※災害復旧や基盤整備等の対象で、水稲の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から除外されません。

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

●5年水張りルールの対象となる農地は？

水田活用の直接交付金の交付対象農地で令和9年度以降も交付金を受けようとする農地。

●5年間に一度の水張りって？何をしたらいいの？

令和9年度以降も交付金を受けるには次のいずれかを実施してください。

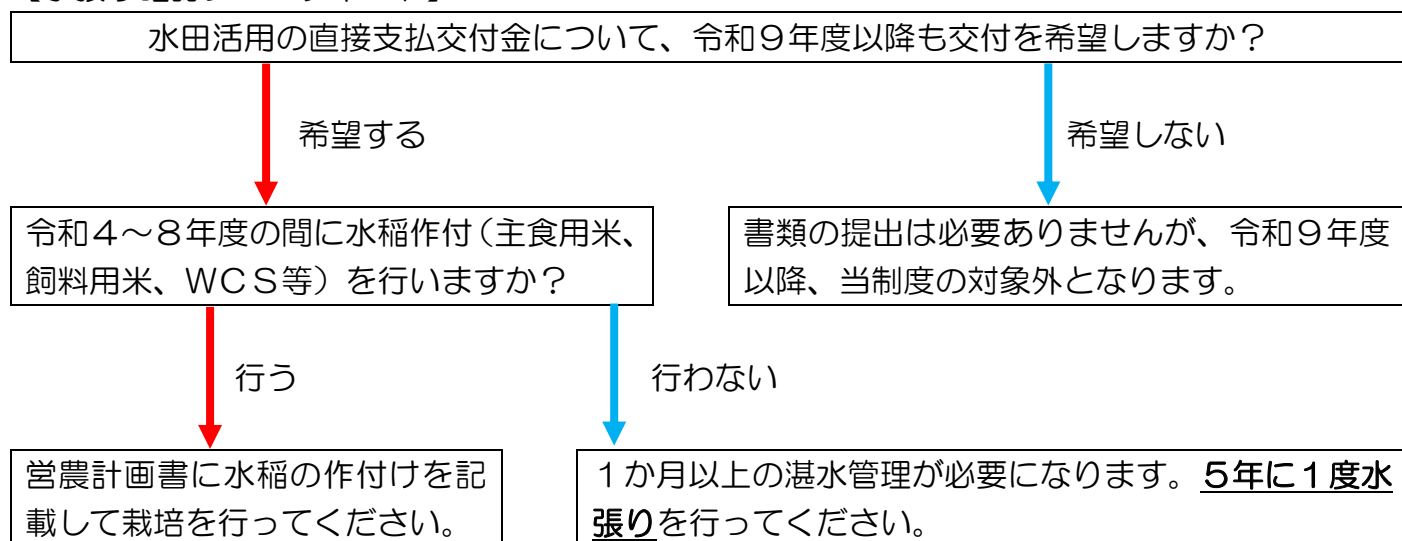
1. 水稲（主食用米、飼料用米、WCS等）の栽培を行う。
2. 湛水管理をする。（①②の両方を満たす。）
 - ①湛水管理を1か月以上する。
 - ②連作障害による収量低下が発生していない。



●1か月以上の湛水管理を行う場合の留意事項

- ・降雨や雪解け水など、天水による湛水は認められません。
- ・湛水管理は、ほ場全体で実施してください。部分的な湛水は認められません。
- ・連作障害による収量低下が発生した場合は、湛水管理を実施していても交付対象水田から除外される場合があります。

【水張り確認フローチャート】



【問い合わせ先】

美咲町農業再生協議会事務局（美咲町産業観光課） ☎0868-66-1118